

サークル活動助成金支給規程

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県臨床検査技師会会員で構成されるサークル等の活動に対して、当技師会が支給する助成金の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程におけるサークル活動とは、社会一般に行われているスポーツおよび文化的活動等で、当技師会が認めたものとする。

第3条 助成金の支給対象は、以下の者で構成されるサークル等の活動とする。ただし、代表者は正会員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員
- (4) 名誉会員

第4条 助成金は予算内で支給し、1サークルあたり10,000円を上限とする。

2 助成金支給の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、当該年度に執行しなかった助成金は次年度に繰り越せないものとし、返納するものとする。

第5条 助成金受給を希望するサークル等の代表者は、年度当初に所定の申請書を、また年度末に活動報告および会計報告に領収書の写しを添えて、当技師会事務局に提出するものとする。

第6条 助成金は申請書の提出後、当技師会事務局が必要書類を確認の上、理事会で承認された後、サークル等の代表者に対し支給するものとする。

附則

この規程は、平成27年10月1日から実施する。